

## 環境科学院の皆様へ

### 安心生活総合補償保険(安心生活総合補償特約付帯普通傷害保険)のご案内

環境科学院では、日本国内・海外での自然科学研究活動において万が一発生した危険に遭遇した場合に備えるため、研究活動に参加される学生ならびに研究員の皆様は、下記内容の保険にご加入いただいております。つきましては、4月30日までのご加入手続きをお願いいたします。

#### 加入条件

- 当保険加入者は北海道大学の教官・学生・院生・研究生・研究員であること
- 環境科学院に参画している教員またはその指導のもとに研究活動を行っているものであること
- 環境科学院の教員または指導教員を通じてこの保険に加入すること

**【契約条件】保険期間:令和2年5月15日～令和3年5月15日の1年間**

**【被保険者について】被保険者(保険の補償を受けられる方)の範囲は下表の通りです。**

下記の綱柄は保険金支払の原因となった事故発生時におけるものをいいます。

被保険者の範囲	ご本人 *1	配偶者	その他のご親族 *2
	○	—	—

\*1 加入者証記載の被保険者本人の方をいいます。

\*2 ご本人またはその配偶者の「同居のご親族および別居の未婚のお子さま」をいいます。ご親族とは、ご本人またはその配偶者の6親等内の血族および3親等内の姻族をいいます。未婚とは、これまでに婚姻歴がないことをいいます。

**【補償内容】下記は職種区分Aに該当する方の保険料です。**

職種区分Bに該当する方は取扱代理店または共栄火災にお問い合わせください。

補償種目	保険金額	年間保険料
死亡・後遺障害保険金	282万円	
救援者費用等保険金	1,000万円	<b>4,000円</b>

職種区分	ご職業の例
A	技術者、職員、保険医療従事者、その他専門的職業従事者、事務従事者、販売従事者、サービス職業従事者、無職の方など 下記職種区分B以外の方
B	農業作業者、林業作業者、漁業作業者、採鉱・採石作業者、自動車運転者(助手を含む)、木・竹・草・つる製品製造作業者・建設作業者

#### 【補償の概要】

保険金のお支払いについて※1			
保険金の種類	保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金	保険金をお支払いできない主な場合
死亡保険金	急激かつ偶然な外来の事故※2によりケガ※3をされ、事故の日からその日を含めて180日以内に死亡された場合	死亡・後遺障害保険金額の全額 (注)すでに支払った後遺障害保険金がある場合は、死亡・後遺障害保険金額からすでに支払った金額を差し引いた額をお支払いします。	●被保険者(保険の補償を受けられる方)や保険金受取人の故意または重大な過失によるケガ ●ご加入者の故意または重大な過失によるケガ ●けんかや自殺・犯罪行為を行うことによるケガ ●自動車または原動機付自転車の無資格運転、酒気帯び運転、麻薬等を使用しての運転中に生じた事故によるケガ ●脳疾患・疾病・心神喪失によるケガ ●妊娠、出産、流産、外科的手術などの医療処置によるケガ ●地震もしくは噴火またはこれらによる津波によるケガ ●戦争、内乱、暴動などによるケガ <sup>(注1)</sup> ●ピッケルなどの登山用具を使用する山岳登はん、ロッククライミング、フリークライミング(登る壁の高さが5m以下であるボルダリングは含まれません。)、リュージュ、ボブスレー、航空機操縦(ただし、職務として操縦する場合を除きます。)、ハンググライダー搭乗などの危険な運動中のケガ ●自動車、オートバイ、モーターボート等の乗用具による競技等を行っている間のケガ ●むちうち症、腰痛その他の症状を訴えている場合であっても、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見 <sup>(注2)</sup> のないものなど
後遺障害保険金	急激かつ偶然な外来の事故※2によりケガ※3をされ、事故の日からその日を含めて180日以内に身体に後遺障害が生じた場合	後遺障害の程度に応じて、死亡・後遺障害保険金額の4%～100% (注)保険期間(保険のご契約期間)を通じ合算して死亡・後遺障害保険金額が限度となります。	

保険金のお支払いについて<sup>※1</sup>

保険金の種類	保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金	保険金をお支払いできない主な場合
救援者費用等保険金	<p>被保険者(保険の補償を受けられる方)が次のいずれかに該当したにより、ご加入者、被保険者または被保険者の親族が費用(搜索救助費用、交通費、宿泊費、移送費用等)を負担された場合</p> <p>(1)被保険者が搭乗している航空機・船舶が行方不明になった場合は遭難した場合</p> <p>(2)急激かつ偶然な外来の事故により、被保険者の生死が確認できない場合または緊急な搜索・救助活動を要する状態となったことが警察等の公的機関により確認された場合</p> <p>(3)被保険者の居住の用に供される住宅外でケガ<sup>※3</sup>をされ、事故の日からその日を含めて180日以内に死亡した場合または継続して14日以上入院した場合</p>	<p>負担された費用のうち、社会通念上妥当な部分で、かつ、左記(1)～(3)のいずれかと同等のその他の事由に対して通常負担する費用相当額を救援者費用等保険金額を限度にお支払います。</p> <p>(注1)複数回お支払い事由が発生した場合でも、保険期間(保険のご契約期間)を通じて救援者費用等保険金額が限度となります。</p> <p>(注2)他の保険契約等から保険金または共済金が支払われた場合は、保険金が差し引かれることがあります。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●ご加入者・被保険者(保険の補償を受けられる方)・保険金受取人の故意または重大な過失による費用</li> <li>●けんかや自殺・犯罪行為を行うことによる費用</li> <li>●自動車または原動機付自転車の無資格運転、酒気帯び運転、麻薬等を使用しての運転中に生じた事故による費用</li> <li>●脳疾患、疾病、心神喪失による費用</li> <li>●地震もしくは噴火またはこれらによる津波による費用</li> <li>●戦争、内乱、暴動などによる費用<sup>(注1)</sup></li> <li>●ピッケルなどの登山用具を使用する山岳登はん、ロッククライミング、フリークライミング(登る壁の高さが5m以下であるボルダリングは含みません。)、リュージュ、ボブスレー、航空機操縦(ただし、職務として操縦する場合を除きます。)ハンググライダー搭乗などの危険な運動中のケガ</li> <li>●むちうち症、腰痛その他の症状を訴えている場合であっても、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見<sup>(注2)</sup>のないものなど</li> </ul>

※1 傷害保険は保険期間中の急激かつ偶然な外来の事故によるケガを補償の対象とする商品です。この保険では、病気は補償の対象となりません。

※2 「急激かつ偶然な外来の事故」とは…下記3項目を全て満たす場合をいいます。

●急激性=突然に発生し、事故からケガまでの間に時間的間隔がないこと      ●偶然性=事故発生が予知できない、意思に基づかないもの

●外因性=身体の外部からの作用によるもの

[上記3項目に該当しない例]

日焼け、熱中症、低温やけど、しもやけ、くつずれ、アレルギー性皮膚炎、疲労骨折・骨粗しょう症による骨折、腱鞘炎、慢性の関節炎、肩凝り、テニス肘、野球肩、慢性疲労・筋肉痛(反復性の原因によるもの)、疾病などは「急激かつ偶然な外来の事故によるケガ」に該当しないため、保険金支払の対象となりません。

※3 ケガには、有毒ガスまたは有毒物質による急性中毒を含みます。ただし、細菌性食中毒およびウイルス性食中毒は含みません。

(注1) 条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約がセットされているため、テロ行為によるケガは補償の対象となります。

(注2) 医学的他覚所見とは、理学的検査、神経学的検査、臨床検査、画像検査等により認められる異常所見をいいます。

■この保険契約は、北海道大学大学院を保険契約者とし、前記「加入条件」を満たす方を被保険者とする団体契約です。団体契約は加入される人数により該当の団体割引が適用されます。ご案内の契約は前年度の被保険者(保険の補償を受けられる方)数が100名以上であったことにより、10%の団体割引を適用しています。今年度の被保険者数が100名に達しなかった場合は翌年度の保険料が変更となります。北海道大学大学院は加入資格を満たす皆様へ本制度をご案内し、加入依頼書を取りまとめて共栄火災海上保険株式会社と保険契約を締結いたします。

(※) 団体を卒業・退職などで離脱される場合には、この団体契約からも脱退の手続きが必要となります。脱退後、他の保険契約にご加入される場合は、保険料および払込方法などが変更となる場合がございますので、あらかじめご了承願います。

(※) 海外に往かれる際は、救援者費用の補償金額を超過することもありますので海外旅行保険の加入もご検討ください。

■ 詳細は、「安心生活総合補償保険パンフレット(PB103600)」とあわせてご参照ください。ご加入の際には、必ず「重要事項説明書」をお読みください。

■ なお、ご不明な点については、取扱代理店または共栄火災にお問い合わせください。

<お問い合わせ先>

●取扱代理店: 北海道協同保険サービス

〒060-0808 札幌市北区北8条西7丁目1番地 北大生協会館店内

TEL 北大内線 3287 外線 011-726-0441

●引受保険会社: 共栄火災海上保険株式会社 北海道支店 直轄営業課

〒060-0003 札幌市中央区北3条西2丁目1番

TEL 011-221-9158